

# 海外判例紹介 – Liability

## ニュース・レター

米国連邦最高裁が対人管轄権\*をさらに具体化

ダイムラー対ポーマン事件連邦最高裁判所判決以降、裁判所は、「アット・ホーム」 - 会社の設立地または主な事業地  
が典型 - に所在する会社に対する対人一般管轄権を行使することだけが認められる。

BNSF 鉄道会社対ティレル事件において、連邦最高裁は、ダイムラー事件において示された法理は、非居住者たる被告に  
対する対人一般管轄権を州裁判所が主張するすべての場合に適用されると判示した。連邦最高裁は、非居住者たる原告らに  
よる対人管轄権の主張を否定した。なぜなら、原告らは、モンタナ州における業務に起因しまたは関連する傷害を主張して  
いるわけではないにも関わらず、被告たる鉄道会社に対して、連邦労災法に基づき、モンタナ州において訴訟を提起してい  
るからである。原告は、ダイムラー事件において示された法理が、その狭い事実関係と特定の種類の請求についてのみ適用  
されると主張したが、その試みは失敗に終わった。

連邦最高裁の判旨は、ダイムラー事件において示された法理は、非居住者たる被告に対する対人一般管轄権を 州裁判所  
が主張するすべての場合に適用されるということである。対人一般管轄権に対する制約は請求や訴えられた会社の事業の  
種類によって変わるものではない。ダイムラー事件において示された法理は、あらゆる被告に 対するあらゆる請求に対し  
て適用され、その請求がコモンロー、契約、制定法のいずれに基づくかを問わない。ダイムラー事件判決および BNSF鉄道  
会社事件判決によれば、原告には、訴訟提起にあたり 3 つの選択肢がある。すなわち、

- 1) 特別管轄権\*を行使できる場（傷害発生地であることが多い）
- 2) 被告会社の設立州
- 3) 被告の主な事業地が所在する州

BNSF事件判決は、将来の訴訟地漁りの余地を大きく奪い、現在または将来の事件に影響することが予想され  
る。事実、その法理は既に医薬品業界に及んでいる。ブリストル・マイヤーズ・スクイップ社は、カリフォル  
ニア州においてプラビクスという商品名の医薬品を販売し、同地で調査研究活動も行っている。カリフォルニ  
ア州最高裁は、非カリフォルニア住民によるブリストル・マイヤーズ・スクイップ社に対する損害賠償請求  
は、カリフォルニア州住民による損害賠償請求と変わることがなく、ブリストル・マイヤーズ・スクイップ社が  
カリフォルニア州で行っている事業活動は、カリフォルニア州裁判所の対人管轄権を認めるに十分であると判示  
した。

ブリストル・マイヤーズ・スクイップ社対カリフォルニア州最高裁判決において、連邦最高裁は次のように  
判示した。すなわち、カリフォルニア州裁判所は、プラビクスの集団訴訟において、非居住者たる原告がカリ  
フォルニア州において医薬品を購入または投与されていない限り、非居住者による損害賠償請求について口頭  
弁論を行う対人特定管轄権を有しないと判示した。連邦最高裁は、カリフォルニア 州と非居住者による損害賠  
償請求との間にはカリフォルニア州における訴訟提起を認めるに足る適切な関連性が欠けると判示したのであ  
る。

\*対人特定管轄権とは、被告が対人一般管轄権には至らない程度の関係を当該州と意識的に持った場合に、当該関 係から派  
生した事件について被告に対する管轄権を認めるものである。一方、一般管轄権は被告が当該州に所在 (at home) してい  
るかどうかに基づく。詳細は以下参照。

[http://www.abajournal.com/news/article/clarifying\\_personal\\_jurisdiction\\_chemerinsky\\_supreme\\_court](http://www.abajournal.com/news/article/clarifying_personal_jurisdiction_chemerinsky_supreme_court)

#### Authors' Details

Dr. Arne Holzheuer  
CCO Key Case Management Liability  
[arne.holzheuer@allianz.com](mailto:arne.holzheuer@allianz.com)

#### 和 訳

中村 陽介  
アリアンツ火災海上保険株式会社 損害部  
[yo.suke.nakamura@allianz.com](mailto:yo.suke.nakamura@allianz.com)

*BNSF Railway Co. v. Tyrrell, No. 16-405, 2017 WL 2322834, at no. 10 (May 30, 2017)*

## 1. 背景

本件は米国のモンタナ州裁判所において対人管轄権が認められる要件が争点となった事件です。

ある事件に関して、その裁判所が裁判を行うことができる権限を一般に裁判管轄権と言います。このうち、事柄・紛争の性質に着目して判断される裁判管轄権を事物管轄権 (**Subject Matter Jurisdiction**) と言い、当事者の属性に着目して判断される裁判管轄権を対人管轄権 (**Personal Jurisdiction**) と言います。

米国の州裁判所はあらゆる事柄・紛争について裁判できるのが原則であり、当事者に対する対人管轄権の有無が問題となることが多いのに対し、連邦政府は本来限られた権限しか持たないため、連邦裁判所では事物管轄権の有無が問題となることが多いと言われています。

州裁判所の対人管轄権は、かつては州内に所在すると言い得る人と物に限定されていましたが、人や企業の活動が州際を越えるようになり、被告が他州にありながら自州内で事件・事故を引き起こしたと言い得る場合に、自州の州裁判所の民事対人管轄権を行使する必要性が増加してきました。各州は、そのような対人管轄権の行使を根拠付ける州法 (**Long Arm Statute**) を制定する一方、連邦最高裁判所は、判例を通じて、それが合衆国憲法修正第 14 条のデュー・プロセス条項に違反してはならないという憲法的制約を加えていくことになりました。

本件では、連邦労災法 (**The Federal Employers' Liability Act; FELA**) およびモンタナ州法に基づき、モンタナ州裁判所が、州外で発生した労災事件について、州外の非居住者を原告、州外の鉄道会社 (**BNSF Railway**) を被告とする訴訟について対人管轄権を行使することができるかが争点となりました。

## 2. 事実

ノース・ダコタ州民であり **BNSF Railway** (以下「**BNSF**」) の従業員であった原告 **Robert Nelson** は、勤務中に傷害を負ったとして、被告 **BNSF** に対し連邦労災法 (**Federal Employers' Liability Act; FELA**) に基づき労災補償を求める訴訟をモンタナ州裁判所に提起。

サウス・ダコタ州民である原告 **Kelli Tyrrell** は、**BNSF** の従業員であった夫の **Terry Tyrrell** が死亡したのは勤務時間中に発がん性物質に晒され続けたことが原因であるとして、被告 **BNSF** に対し連邦労災法に基づき労災補償を求める訴訟をモンタナ州裁判所に提起。

両事件の原告らはモンタナ州において勤務した結果死亡または傷害を被ったものではない。被告 BNSF はデラウェア州で設立され、モンタナ州を含む米国 28 州で事業を展開しており、モンタナ州で保有する線路距離は同社全体の約 6%、従業員は全体の 5% 未満、売上高は全体の 10% 未満、主な事業地はテキサス州であった。

BNSF は、ダイムラー事件判決で示された州裁判所に対人管轄権が認められるための要件、即ち、モンタナ州が同社の「アット・ホーム（本拠地）」 - 会社の設立地または主な事業地 - であるとの要件を満たさないとして、モンタナ州裁判所に対して管轄権不存在を理由とする却下判決を求めた。モンタナ州裁判所は、Robert Nelson を原告とする訴訟は却下したものの、Kelli Tyrrell を原告とする訴訟は却下しなかった。

その後両訴訟は併合され、モンタナ州最高裁判所への上訴が認められた。モンタナ州最高裁判所は、BNSF はモンタナ州において「事業を行っている(“doing business”）」ことから、連邦法たる FELA に基づき、BNSF に対するモンタナ州裁判所の対人管轄権が認められると判示すると共に、BNSF はモンタナ州に所在する法人(“persons found within”)であることから、モンタナ州法 (Mont. Rule Civ. Proc. 4(b)(1)(2015)) によっても、BNSF に対するモンタナ州裁判所の対人管轄権が認められると判示した。

両事件はさらに連邦最高裁判所への裁量上訴(Certiorari)が認められ、モンタナ州最高裁判所の判決の妥当性についてさらに審理されることになった。

### 3. 判旨

#### (1) 連邦法 FELA に基づく州裁判所の対人管轄権

FELA56 条の第 1 文は、訴訟提起時点において被告が在住または事業を行っている地域(Districts)の連邦地方裁判所を裁判地(Venue)として認める趣旨に出たものであり、州裁判所に対人管轄権を認める趣旨ではない。同条第 2 文は、FELA に関する事件について、連邦裁判所と州裁判所の事物管轄権が競合 (concurrent) することを認める趣旨である。従って、FELA に基づき州裁判所に BNSF に対する対人管轄権を認めることはできない。

#### (2) モンタナ州法に基づく州裁判所の対人管轄権

モンタナ州法に基づく BNSF に対する対人管轄権の行使は合衆国憲法修正第 14 条 (デュー・プロセス条項) に違反する。州外に所在する被告に対して州裁判所が対人管轄権を行使するためには、「フェア・プレーと実質的正義に関する伝統的概念 (traditional notions of fair play and substantial justice)」に基づき、当該被告がその州と最小限度の接触 (minimum contract) を有しており、

その州に訴訟が継続することが不合理 (unreasonable) ではないことという 2 段階のテストを経る必要がある。

モンタナ州と最小限度の接触 (minimum contract) すなわち、Daimler 事件において具体化されたように継続的かつ組織的 (continuous and systematic) な接触があると認められるためには、被告 BNSF の会社設立地や主な事業地がモンタナ州であると認められることが必要となる。しかし、被告の設立地はデラウェア州であり、主な事業地はテキサス州であるから、いずれの要件も満たさない。

被告の会社設立地と本拠地のいずれもがモンタナ州ではない場合であっても、被告がモンタナ州を「アット・ホーム (本拠地)」として実質的な事業活動を行っているとは認められる場合には、例外的にモンタナ州裁判所の対人管轄権が認められる場合がある。被告 BNSF はモンタナ州を含む米国内 28 州において商業活動を展開しており、同社はこの地において「継続的」な商業活動を行っているものの、モンタナ州において保有する線路の総距離は同社全体の 6%、従業員は同 5% 未満、売上は同 10% に満たないことから、モンタナ州裁判所の対人管轄権に服させることを正当化するほど実質的な事業活動を行っているとはいえない。

#### 4. 解説

本件で判例として言及されている Daimler 事件 (*Daimler v. Bauman AG*, 134 S. Ct. 746 (2014)) の概要は以下の通りです。

1970 年台から 1980 年代初頭にかけて、アルゼンチンでは、多数の市民が軍事政権によるテロ弾圧の対象になりました。これに関連して、ドイツ法人 Daimler の現地子会社が現地従業員の人権を侵害したとして、現地従業員またはその遺族がドイツ法人 Daimler を被告として米国カリフォルニア州裁判所に損害賠償訴訟を提起しました。事件はアルゼンチンで発生しており、原告らはアルゼンチン国民、被告はアルゼンチン現地子会社の親会社であるドイツ法人 Daimler であり、いずれもカリフォルニア州とは無縁でした。また、Daimler はカリフォルニア州において米国子会社を通じて製品の製造・販売等を行っていたものの、自ら直接これらの活動を行っているわけではありませんでした。2014 年 1 月、米国連邦最高裁判所は、被告の設立地または主な事業地に鑑みて、被告 Daimler をカリフォルニア州の対人管轄権に服させる根拠は全くないと判示しました。

この Daimler 事件の趣旨を、原告の居住地、被告 (法人) の設立地および主な事業地、事象発生地の内いずれもが米国であり、かつ、対人管轄権を行使する州とは何ら関係がない場合に適用したのが、本 BNSF 判決です。Daimler 事件

とは異なり、原告らの居住地（ノース・ダコタ州、サウス・ダコタ州）、被告の設立地（デラウェア州）、主な事業地（テキサス州）はすべて米国内であるものの、いずれもがモンタナ州と最低限の関連が認められず、また、モンタナ州において実質的な事業活動を行っているとの事情も認められないことから、連邦最高裁判所は、モンタナ州裁判所には対人管轄権が認められないと判示しました。

これらの判決の法理は、被告の事業活動の種類によることなく、たとえば、医薬品業界にも及んでいます。カリフォルニア州においてプラビクスという商品名の医薬品を販売していたブリストル・マイヤーズ・スクイップ社は、カリフォルニア州裁判所において集団訴訟を提起されたところ (*Bristol Myers Squibb Co. v. Superior Court of California, San Francisco County, No. 16-466*)、原告らの中に州外の非居住者が含まれていたことから、カリフォルニア州裁判所がこれらの非居住者たる原告に対して対人管轄権を有するか否かが争われました。連邦最高裁判所は、カリフォルニア州裁判所がカリフォルニア州民ではない原告に対する対人管轄権を行使するためには、当該原告らがプラビクスをカリフォルニア州で購入あるいは服用したといった事実がない限り認められないと判示しました (Sotomayor 判事の反対意見あり)。

#### 【参考文献】

- ・浅香吉幹「アメリカ民事手続法（第3版）」（弘文堂・2016年）
- ・「アメリカ法判例百選」（有斐閣・2012年）
- ・「英米判例百選」（有斐閣・1996年）
- ・Daimler AG v. Buaman et. al No.11.965.
- ・BNSF Railway Co. v. Tyrrell, No. 16-405
- ・Bristol Myers Squibb Co. v. Superior Court of California, San Francisco County, No. 16-466

以上